

特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

- 3 「総合評価値」とは備考4に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

- 4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y（総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 ：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 ：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 ：最低保証の古紙パルプ配合率（％）

x_2 ：森林認証材パルプ利用割合（％）

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 ：間伐材パルプ利用割合（％）

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（％）

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 ：白色度（％）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6 ：坪量（g/m²）

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の $\pm 5\%$ の範囲内については許容する。

- 5 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

- 6 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管して

いる者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

7 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

8 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

~~9 判断の基準①の総合評価値については、平成 21 年度からの 1 年間は、経過措置として 70 以上を特定調達物品等とする。平成 22 年度以降は、森林認証材・間伐材の供給状況等を踏まえ、80 以上を特定調達物品等とすることを目指すものとする。~~

~~10~~ 9 平成 21 年 4 月 1 日より前に製造されたコピー用紙のうち、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 20 年 2 月 5 日一部変更閣議決定）のコピー用紙に係る判断の基準を満足する製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も特定調達物品等とする。また、平成 22 年 3 月 31 日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値 70 以上 80 未満の製品については、平成 22 年 4 月 1 日以降も特定調達物品等とみなすこととする。

【印刷用紙】

<u>塗工されていない印刷用紙</u> (カラー用紙を除く) <u>塗工されている印刷用紙</u>	【判断の基準】 ① <u>古紙パルプ配合率70%以上であること。</u>印刷用紙にあっては、次の基準を満たすこと。 <u>ア. 塗工されていないもの</u>にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 <u>イ. 塗工されているもの</u>にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ <u>塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。</u> ④ <u>塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること。</u> ③ <u>製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。</u> ⑤ <u>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</u> 【配慮事項】 ① <u>古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</u> ② <u>バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</u> ① <u>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u> ② <u>バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u>
---	---

印刷用紙(カラー用紙)	—【判断の基準】— ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 —【配慮事項】— ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
-------------	---

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3 「総合評価値」とは備考4に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。

「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値を、 y_6 については定められた数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, y_6, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4, y_6 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_5, y_6 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 (ファンシーペーパー又は抄色紙 (色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。) には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準 (印刷参照) に示された A ランク (紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの) の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合) は加点対象とならない。

x_6 : 塗工量 (g/m²)

塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している

原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

6 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

7 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 <u>①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</u> ①②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ③④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目については、上記の判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。
-------	---

スタンプ台	●<u>主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
OAクリーナー (ウェットタイプ)	〔判断の基準は容器に適用〕 ●<u>主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
つづりひも	【判断の基準】 ●<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①<u>主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> ②<u>主要材料がプラスチックの場合に合っては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。</u> ③<u>上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。

- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
- 10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
- 11 ダストブローワーを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合には、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあっては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数）150 以上の物質が含まれていないものを使用すること。
- 12 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、FD、CD、DVD 及び MO 用とする。
- ~~13 平成 21 年度において、市場動向を勘案しつつ、以下の品目の判断の基準について見直しを実施することとする。~~
~~シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、スタンプ台、定規、事務用修正具（液状）、ペンスタンド、OA クリーナー（ウェットタイプ）、OA クリーナー（液タイプ）、レターケース、マウスパッド、のり（液状）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイリング用品、つづりひも、ホワイトボード用イレーザ~~
- ~~14 13~~ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。
- 14 「スタンプ台」については、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. O A 機器

5-3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ（インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 1-1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表 1-2 に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ（インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 2-1 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表 2-2 に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式のプリンタにあつては、表 3 に示された区分ごとの基準。 エ. インパクト方式のプリンタにあつては、表 4 に示された区分ごとの基準。 ② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表 5-1 に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表 5-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------------------------------	--

備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2 サイズ又は 17"×22" サイズ以上の用紙に対応するものをいう。
ただし、表 5-1 及び表 5-2 においては、幅が 406mm 以上の連続形式媒体に対応する製品が該当するを含み、A2 又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

表 1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 12$	≤ 1.5
$12 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm - 1$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 31$

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。—画像は、A4 サイズ又は 8.5"×11" サイズの用紙に、各辺からの余白を 1 インチ (2.54cm)、使用フォントを 12 ポイント、行間を 1 行とした白黒画像とする。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 15$	≤ 1.0	要件の適用なし
$15 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm - 0.5$	
$24 < ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 44$		
$44 < ipm \leq 82$		
$82 < ipm$	$\leq 0.35 \times ipm - 10.3$	購入時において標準装備又は任意の付属品
	$\leq 0.70 \times ipm - 39.0$	購入時において標準装備

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 20$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$20 < ipm \leq 69$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$
$69 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表 1-2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.5	要件の適用なし
$10 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm + 0.5$	
$24 < ipm \leq 26$		
$26 < ipm \leq 44$		
$44 < ipm \leq 68$	$\leq 0.35 \times ipm - 6.0$	購入時において標準装備又は任意の付属品
$68 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 30.0$	購入時において標準装備

表2-1 カラープリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表2-1 カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 19$	$\leq 0.10 \times ipm + 2.8$	要件の適用なし
$19 < ipm \leq 32$		購入時において標準装備又は 任意の付属品
$32 < ipm \leq 39$	$\leq 0.35 \times ipm - 5.2$	購入時において標準装備
$39 < ipm \leq 58$		
$58 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 26.0$	

表2-2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 32$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$
$32 < ipm \leq 61$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$
$61 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 25$

表2-2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 19$	$\leq 0.10 \times ipm + 3.5$	要件の適用なし
$19 < ipm \leq 26$		購入時において標準装備又は 任意の付属品
$26 < ipm \leq 39$	$\leq 0.35 \times ipm - 3.0$	購入時において標準装備
$39 < ipm \leq 62$		
$62 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 25.0$	

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 3W$
$10 < ipm \leq 20$	15分	
$20 < ipm \leq 30$	30分	
$30 < ipm$	60分	

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準には、表6の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 10$	5 分	$\leq 1.4W$	$\leq 1W$
$10 < ipm \leq 20$	15 分		
$20 < ipm \leq 30$	30 分		
$30 < ipm$	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表6の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

表4—インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$ipm \leq 10$	5 分	$\leq 6W$
$10 < ipm \leq 20$	15 分	
$20 < ipm \leq 30$	30 分	
$30 < ipm$	60 分	

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 10$	5 分	$\leq 4.6W$	$\leq 1W$
$10 < ipm \leq 20$	15 分		
$20 < ipm \leq 30$	30 分		
$30 < ipm$	60 分		

表5-1—インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$ipm \leq 30$	30 分	$\leq 13W$
$30 < ipm$	60 分	

表 5－1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 15\text{W}$	$\leq 1\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分		

表 5－2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 54\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分	

表 5－2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 14\text{W}$	$\leq 1\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分		

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) <u>又はその他技術のランプ</u> を使用するスキャナ —(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)—	—	2.0 <u>0.5</u>
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ —(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)—	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム —(通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)—	—	-0.5
コードレス電話用通信システム —(対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)—	—	0.8
内部メモリ容量 —(データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)—	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (<u>許容値は表3及び表4の製品にのみ適用される</u> 電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 0.05 <u>2</u> × (PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品プリンタのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品プリンタのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

5-4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm ≤ 12	≤ 1.5
12 < ipm ≤ 50	≤ 0.20 × ipm - 1
50 < ipm	≤ 0.80 × ipm - 31

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。—画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1インチ (2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を1行とした白黒画像とする。以下表2において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表2において同じ。

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 15$	≤ 1.0
$15 < \text{ipm} \leq 40$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} - 0.5$
$40 < \text{ipm} \leq 82$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 10.3$
$82 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 39.0$

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。表 2 において同じ。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$\text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$
$50 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 28$

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 32$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} + 2.8$
$32 < \text{ipm} \leq 58$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 5.2$
$58 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 26.0$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
5分	$\leq 3\text{W}$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準には、表 4 の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
5分	$\leq 1.4\text{W}$	$\leq 1\text{W}$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表4の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタートアッププログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。

表4 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0 0.5
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表3の製品にのみ適用される電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 0.052 × (PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品ファクシミリのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品ファクシミリのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○表1に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	--

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 スキャナに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
≤15分	≤5W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準には、表2の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表1 スキャナに係るスリープ移行時間、スキャンエンジンスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャンエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
15分	≤4.3W	≤1W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表2の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。

表2 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) <u>又はその他技術のランプ</u> を使用するスキャナ —(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)—	—	2.0 <u>0.5</u>
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ —(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)—	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム —(通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)—	—	-0.5
コードレス電話用通信システム —(対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)—	—	0.8
内部メモリ容量 —(データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)—	—	1GB ごとに 1.0W

備考) 「第1許容値」とは、画像製品スキャナのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品スキャナのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

５－７ ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが 60 インチ以下のものとする。

2 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表—ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時）消費電力	移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
≤23W（1メガピクセル未満） ≤28×W（1メガピクセル以上）	≤30 分	≤2W	≤1W

備考) 1—「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。

2—「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。

3—「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実

現される最初の低電力状態であり、ユーザー又はコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。

4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザー又はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。

5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。

6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

表 ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード 消費電力 (W)	スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 以下	$\leq 6 \times MP + 0.05 \times A + 3$	≤ 2	≤ 1
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 超	$\leq 9 \times MP + 0.05 \times A + 3$		
対角線画面サイズ 30 インチ以上 60 インチ以下	$\leq 0.27 \times A + 8$		

備考) 1 「MP」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を、「A」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

2 「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第2位を四捨五入したものとする。

3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ現される最初の低電力状態であり、ユーザー又はコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。

4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザー又はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。

5 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-2」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-13 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。 ③回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④インクの化学安全性が確認されていること。 ⑤使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①回収したインクカートリッジ部品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

- 2)「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
- 1)「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- 2)「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたトナーカートリッジ質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準③の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
- ア. トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。
- ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
- ②EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質
- R40（発がん性の限定的な証拠がある）
 - R45（発がん性がある）
 - R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
 - R49（吸入すると発がん性がある）

- ・ R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
- ・ R61（胎児に危害を与える可能性がある）
- ・ R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
- ・ R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
- ・ R68（不可逆的な危害の可能性はある）

③EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書Ⅱ及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④ 1 つ以上のアゾ基が分解されて別表 1 に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ. トナー及びインクの MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること。

別表 1 特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンビス-（2-クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

- ①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い）。
- ②本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

- ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所

での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

- ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

1.1 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（ウェブサイト等で容易に確認できることを含む。）に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書

イ. トナー又はインクに関する MSDS（化学物質等安全データシート）

ウ. 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5-14 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池を使用しないものであること。 ②一次電池が使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 【配慮事項】 ①プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7. 家電製品

7-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/90<u>122</u>を乗じて整数<u>小数点</u>以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③吸収式のもの
 - ④電気冷凍庫のうち横置き型のもの
- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 5 判断の基準①については、定格内容積 ~~141リットル以上~~350~~400~~リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に~~100/80~~を乗じて~~整数以下を切り捨てたもの~~を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当

該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分			基準エネルギー消費効率算定式
	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 287 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて<u>整数小数点</u>以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。） <u>又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）</u>にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に<u>100/143を乗じて整数以下を切り捨てた</u>数値を上回らないこと。(P) ③プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/143を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ④③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 ⑤④地上デジタルテレビ放送に対応していること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
 - ②水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
 - ③海外からの旅行者 ツーリスト 向け 仕様 のもの
 - ④リアプロジェクション方式のもの
 - ⑤受信方サイズが10型若しくは10V型以下のもの
 - ⑥ワイヤレス方式のもの
 - ~~⑦液晶テレビのうち直視型蛍光管バックライトを使用するもの以外のもの~~
 - ~~⑧プラズマテレビのうち垂直方向の画素数が1,080以上であって水平方向の画素数が1,920以上のもの~~
 - ~~⑨⑦~~電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう

(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

- 4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

~~5 液晶テレビにかかる判断の基準②については、受信機型サイズが10V型未満のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/121を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。~~

表1 ブラウン管テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

走査方式	区 分				基準エネルギー消費効率算定式
	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+32$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S+60$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+42$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S+70$
		100度超のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S-4$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+24$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S+21$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+49$
	16:9		フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-11$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+17$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+6$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+13$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+59$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-1$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+27$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+16$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+23$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+69$
倍速走査方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S+72$
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S+41$

備考) 1 「受信機型サイズ」とは、表示画面ブラウン管の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。以下表2及び表3において同じ。

- 2 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。

- 3 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

- 4 「付加機能」とは、2 チューナー2 画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSC コンバータをいう。
- 5 E 及び S は次の数値を表すものとする。以下表 2 及び表 3 において同じ。
E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
なお、E が算定式により算定された場合は、小数点以下を四捨五入した数値とする。
S：受信機型サイズ
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 48〇号（平成 18²² 年 3^〇月 29^〇日）の「2-〇エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表 2 及び表 3 において同じ。

表 2 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示速度	付加機能	
FHD	19V型未満	ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=59$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=71$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=83$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=95$
		倍速	付加機能を有しないもの	$E=74$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=86$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=98$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=110$
	19V型以上 32V型未満	ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+21$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=2.0 \times S+33$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=2.0 \times S+45$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=2.0 \times S+57$
		倍速	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+36$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=2.0 \times S+48$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=2.0 \times S+60$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=2.0 \times S+72$
		4 倍速又は プラズマテレビ	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+58$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=2.0 \times S+70$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=2.0 \times S+82$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=2.0 \times S+94$
	32V型以上	ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-126$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=6.6 \times S-114$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=6.6 \times S-102$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=6.6 \times S-90$
		倍速	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-111$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=6.6 \times S-99$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=6.6 \times S-87$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=6.6 \times S-75$
		4 倍速又は プラズマテレビ	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-89$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=6.6 \times S-77$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=6.6 \times S-65$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=6.6 \times S-53$
その他のもの	19V型未満	ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=44$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=56$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=68$

		倍速	付加機能を3つ有するもの	$E=80$
			付加機能を有しないもの	$E=59$
			付加機能を1つ有するもの	$E=71$
			付加機能を2つ有するもの	$E=83$
			付加機能を3つ有するもの	$E=95$
	19V型以上 32V型未満	ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+6$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+18$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+30$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+42$
		倍速	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+21$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+33$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+45$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+57$
		4倍速又は プラズマテレビ	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+43$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+55$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+67$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+79$
	32V型以上	ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-141$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-129$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-117$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-105$
		倍速	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-126$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-114$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-102$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-90$
		4倍速又は プラズマテレビ	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-104$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-92$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-80$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-68$

備考) 1 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

2 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、ハードディスク、ブルーレイディスクをいう。

3 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

4 動画表示速度におけるノーマル、倍速、4倍速は次のものとする。
 ノーマル：1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの
 倍速：1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの
 4倍速：1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

表2—液晶テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分					基準エネルギー消費効率又は算定式
アスペクト比	画素数	受信機型サイズ	機 能	付 加 価 値	
4:3	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外 のもの	下記以外のもの	$E=44$
				付加機能を1つ有するもの	$E=58$
			DVD再生機能のみ有するもの	付加機能を2つ有するもの	$E=72$
				下記以外のもの	$E=58$
				HDDを有するもの	$E=72$

	垂直方向の画素数が650以上	15V型以上	DVD再生機能のみ有するものの以外	下記以外のもの	$E=5.9 \times S=45$
			DVD再生機能のみ有するもの	付加機能を1つ有するもの	$E=5.9 \times S=31$
				付加機能を2つ有するもの	$E=5.9 \times S=16$
				付加機能を3つ有するもの	$E=5.9 \times S=16$
		15V型未満	DVD再生機能のみ有するものの以外	下記以外のもの	$E=49$
			DVD再生機能のみ有するもの	付加機能を1つ有するもの	$E=64$
				付加機能を2つ有するもの	$E=78$
				付加機能を3つ有するもの	$E=59$
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するものの以外	下記以外のもの	$E=5.4 \times S=32$
			DVD再生機能のみ有するもの	付加機能を1つ有するもの	$E=5.4 \times S=17$
				付加機能を2つ有するもの	$E=5.4 \times S=3$
				付加機能を3つ有するもの	$E=5.4 \times S=22$
16:9	垂直方向の画素数が650未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	$E=8.1 \times S=86$
				付加機能を1つ有するもの	$E=8.1 \times S=72$
				付加機能を2つ有するもの	$E=8.1 \times S=58$
				デジタル放送受信可能で下記以外のもの	$E=7.5 \times S=45$
				付加機能を1つ有するもの	$E=7.5 \times S=31$
				付加機能を2つ有するもの	$E=7.5 \times S=17$
				付加機能を3つ有するもの	$E=7.5 \times S=3$
				付加機能を4つ有するもの	$E=7.5 \times S=3$
	垂直方向の画素数が650以上1080未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	$E=8.1 \times S=66$
				付加機能を1つ有するもの	$E=8.1 \times S=52$
				付加機能を2つ有するもの	$E=8.1 \times S=38$
				デジタル放送受信可能で下記以外のもの	$E=7.5 \times S=40$
				付加機能を1つ有するもの	$E=7.5 \times S=25$
				付加機能を2つ有するもの	$E=7.5 \times S=11$
				付加機能を3つ有するもの	$E=7.5 \times S=3$
				付加機能を4つ有するもの	$E=7.5 \times S=3$
	垂直方向の画素数が1080以上			下記以外のもの	$E=8.9 \times S=55$
				付加機能を1つ有するもの	$E=8.9 \times S=41$
				付加機能を2つ有するもの	$E=8.9 \times S=26$
				付加機能を3つ有するもの	$E=8.9 \times S=12$

備考) 1「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

表3 プラズマテレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

受信機型サイズ	区 分	基準エネルギー消費効率算定式
	付 加 価 値	
43V 型未満	下記以外のもの	$E=7.9 \times S+30$
	付加機能を1つ有するもの	$E=7.9 \times S+44$
	付加機能を2つ有するもの	$E=7.9 \times S+58$
	付加機能を3つ有するもの	$E=7.9 \times S+73$
43V 型以上	下記以外のもの	$E=15.9 \times S-314$
	付加機能を1つ有するもの	$E=15.9 \times S-300$
	付加機能を2つ有するもの	$E=15.9 \times S-286$
	付加機能を3つ有するもの	$E=15.9 \times S-272$

備考) ~~「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。~~

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表4に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/125を乗じて小数点以下を切り捨てたの数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 判断の基準のうち、貯湯式のものについては、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

3 公共向け製品については、本項の判断の基準を満足する製品の市場供給が十分といえないことから、備考1の①又は②以外の電気便座について1年間の経過措置を設けることとし、平成22年3月31日までは、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値又はその算定式を用いて算出された数値を上回らないことをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表4 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだもののいう。

- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表 2 ~~電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式~~

区 分	基準エネルギー消費効率又はその算定式
暖房便座	162
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	189
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

~~備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。~~

~~2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。~~

~~3 P 及び L は、次の数値を表すものとする。~~

~~P: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)~~

~~L: 貯湯量 (貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。) (単位: L)~~

~~4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 59 号 (平成 18 年 3 月 29 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。~~

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8. エアコンディショナー等

8-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 ①冷暖房の用に供し、かつ、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナー(以下「<u>家庭用エアコンディショナー</u>」という。)であって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたの数値を下回らないこと。 ②上記①以外の冷暖房の用に供する<u>家庭用の</u>エアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率(ただし、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形でウィンド形又はウォール形のものと及び直吹き形で壁掛け形のものにあつては120/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたもの)の数値を下回らないこと。 ③冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ③<u>業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</u> <u>(P)</u> ④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ⑤特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

①冷房能力が28kW(マルチタイプの場合は50.4kW)を超えるもの

②ウィンド型・ウォール型及び冷房専用のもの

②③水冷式のもの

③④圧縮用電動機を有しない構造のもの

④⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

⑤⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度

制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

⑥⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

⑦⑧スポットエアコンディショナー

⑧⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの

⑨⑩室外熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

⑩⑪高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム

⑪⑫冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

⑫⑬高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

⑬⑭専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

⑭⑮床暖房又は給湯の機能を有するもの

⑮⑯熱回収式マルチエアコン

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2及び表3において同じ。

2-3 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー(パッケージ用のものを除く。)に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)に定める方法によること。

3-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

4-5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 空冷式熱交換器にドレン水又は雨水を噴霧又は散水することにより、潜熱を利用して冷却効果を高め、熱交換器から発生する顕熱を抑制する省エネルギー補助装置については、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、品目への追加を検討する。

表1 直吹き型で壁掛け型の冷房能力が4.0kW以下の冷暖房の用に供する家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW超 4.0kW以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第285180号(平成4821年95月4912日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表2において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	5.2
	3.2kW 超 4.0kW 以下	4.8
	4.0kW 超 28.0kW 以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	5.4
	4.0kW 超 7.1kW 以下	5.4
	7.1kW 超 28.0kW 以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ型のもの 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	$E=6.0$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 未満	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形 以外	3.6kW 未満	$E=5.1$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 未満	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので 室外機の運転を個別 制御するもの		10.0kW 未満	$E=5.7$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 未満	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室外機が床置きでダ クト接続形のものと 及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	$E=4.9$
		20.0kW 以上 28.0kW 未満	$E=4.9$
	ダクト形	20.0kW 未満	$E=4.7$
		20.0kW 以上 28.0kW 未満	$E=4.7$

備考) 1 「ダクト接続型のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : 通年エネルギー効率)

A : 冷房能力 (単位 : kW)

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 180 号 (平成 21 年 5 月 12 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

表2 ~~冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率~~

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷 房 能 力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものでうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	5.27
	2.5kW 超 3.2kW 以下	4.90
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.65
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.17
	7.1kW 超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものでうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.96
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.96
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.20
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.12
	7.1kW 超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものでうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	3.02
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.02
	7.1kW 超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	4.12
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表3において同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表3において同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第285号(平成18年9月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。以下表3において同じ。

表3 ~~冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率~~

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷 房 能 力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW以下	3.64
	2.5kW超3.2kW以下	3.64
	3.2kW超4.0kW以下	3.08
	4.0kW超7.1kW以下	2.91
	7.1kW超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW以下	2.88
	4.0kW超7.1kW以下	2.85
	7.1kW超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW以下	2.72
	4.0kW超7.1kW以下	2.71
	7.1kW超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	3.23
	4.0kW超7.1kW以下	3.23
	7.1kW超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

10. 照明

10-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ア. Hf インバータ方式器具であること。 イ. エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
LED 照明器具	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率は、器具全体効率で 20lm/W 以上であること。(P) ②定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。

LED を光源とした 内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
----------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
- ②耐熱型のもの
- ③防じん構造のもの
- ④耐食型のもの
- ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑥機械、家具等に組み込む目的で作られたもの
- ⑥⑦40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。JIS C 8112「家庭用蛍光灯器具」及び JIS C 8115「蛍光灯卓上スタンド(勉強、読書用)」に規定する埋込み形照明器具を除く。)
- 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、Hf インバータ方式の照明器具特定調達物品等とみなすこととする。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 5 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具とする。
- 6 本項の LED 照明器具の「器具全体効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)
- 7 本項の LED 照明器具の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 8 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

- 9 本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。
- 10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

使用用途	区 分		基準エネルギー消費効率
	ランプの形状	ランプの大きさ	
施設用	直管形または2本管形のコンパクト形	ランプの大きさが86以上のランプを使用するもの	100.8
		ランプの大きさが86未満のランプを使用するもの	100.5
	2本管形以外のコンパクト形		61.6
家庭用	直吹き形	ランプの大きさの総和が70以上のランプを使用するもの（ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く）	91.6
		ランプの大きさの総和が70未満のランプを使用するもの及びランプの大きさの総和が70以上であってランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド	直管形またはコンパクト形		70.8

- 備考) 1 「ランプの大きさ」とは、JIS C 7601「蛍光ランプ（一般照明用）」又は日本電球工業会規格211「高周波点灯専用蛍光ランプ（一般照明用）」に規定する蛍光ランプの「大きさの区分を表す数値」をいう。ただし、「大きさの区分を表す数値」の規定がない蛍光ランプについては、直管形蛍光ランプにあってはJIS C 7617-2「直管蛍光ランプ—第2部：性能規定」に規定する「定格ランプ電力」の数値を、環形及びコンパクト形蛍光ランプにあっては、JIS C 7618-2「片口金蛍光ランプ（環形を含む）—第2部：性能規定」に規定する「定格ランプ電力」の数値を用いること。
- 2 環形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプを使用する器具のランプの大きさについては、ランプ出力の値を使用すること。
- 3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第〇号（平成22年〇月〇日）の「〇エネルギー消費効率の測定方法」による。

表—蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区——分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯を用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯を用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯を用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯を用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯を用いた卓上スタンド	61.5

備考) 1—「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光灯を用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯を用いるものを含む。

2—「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光灯を用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯を用いるものを含む。

3—「ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7601（蛍光灯（一般照明用））箇条 4「形式及び種別」に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯にあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

4—エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 47 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形 (Hf) であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LED ランプである場合は、定格寿命は 20,000 時間以上であること。 ②LED 以外の電球形状のランプ（電球形蛍光ランプを含む。）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 <u>イア. 電球形蛍光ランプにあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー効率の数値を下回らないこと、かつ、</u>水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 <u>イ. 電球形蛍光ランプ以外にあっては、エネルギー消費効率がランプ効率で 40lm/W 以上であること。</u> ウ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する LED 使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。
- 3 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 4 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能の付いた回路、非常用照明（直流電源回路）等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。
- 5 調達を行う各機関は、非常用照明器具用の蛍光ランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

表 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
ランプの大きさ	ランプの光色	ランプの形状	
10形	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15形	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25形	電球色	D形のもの	72.4
		D形以外のもの	69.1
	昼白色	D形のもの	69.5
		D形以外のもの	66.4
	昼光色	D形のもの	65.2
		D形以外のもの	62.3

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

レフ形（反射形）、調光用、カラーランプ、ブラックライト、鶏舎用、透明形、安定器分離型

2 「ランプの大きさ」「ランプの光色」「ランプの形状」とは、それぞれ JIS C 7651「一般照明用電球形蛍光ランプ」に規定する「大きさの区分」「光源色及び演色性」「ランプの種類及び形状」をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第〇号（平成 22 年〇月〇日）の「〇エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

1 1. 自動車等

1 1-3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

<u>一般公用乗用車</u> 用タイヤ <u>小型トラック用</u> <u>タイヤ</u>	【判断の基準】 ① 転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤであること。 ② スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一般公用乗用車用タイヤ」及び「小型トラック用タイヤ」は、JIS D4202 に規定する市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

~~2 「一般公用車」とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。~~

~~3-2~~ 「転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ」とは、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者の従来型製品に比べ転がり抵抗が10%以上低減されているタイヤであって、負荷荷重性能、ブレーキ性能、操縦性能等タイヤの基本性能が確保されているタイヤとする。なお、転がり抵抗の低減率と燃費効率の向上率とは必ずしも同一ではない。

~~4-3~~ 現段階の転がり抵抗の算出に係る測定条件は、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者が「タイヤ公正取引協議会」に届け出た方法によるものとする。

~~5-4~~ 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

(2) 目標の立て方

当該年度における一般公用乗用車用タイヤ及び小型トラック用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

13. 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	【判断の基準】 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の<u>いずれかの</u>要件を満たすこと。 ①ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>製品繊維部分全体重量比で1025%以上使用されていること。</u><u>ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> ②使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、<u>植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</u> ②<u>植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u> 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、<u>原材料として再生利用及びリサイクル</u>されるためのシステムが<u>整って</u>い<u>あ</u>ること。 ③再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする<u>合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された合成繊維も</u>の以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
----------------------	--

帽子	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
----	--

備考) 1 「繊維部分全体重量」には、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品を含まない。なお、再生プラスチック又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品は、繊維部分全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの重量に含めてよい。

1-2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2-3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。

3-6 「植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された

合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

4.7 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う際には、JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

8 制服、作業服については、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の制服、作業服に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

9 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及びリサイクルシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

①制服又は作業服にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

②帽子にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

14. インテリア・寝装寝具

14-1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	【判断の基準】 ①カーテンにあつては、使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> <u>イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> ②布製ブラインドにあつては、<u>布生地</u>に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、布生地繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> <u>イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。 ④③製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②④再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
----------------------------	--

備考) 1 「繊維部分全体重量」には、フック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品を含まない。なお、再生プラスチックを使用した付属品は、繊維部分全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステルの重量に含めてよい。

④② 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

②③ 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を

再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。

6 カーテン、布製ブラインドについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）のカーテン、布製ブラインドに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテン又は布製ブラインドの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

14-2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タフテッドカーペット	【判断の基準】 ① タフテッドカーペット、タイルカーペット又は織じゅうたんにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10<u>25</u>%以上使用されていること。 ② ニードルパンチカーペットにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること、又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、原材料として再生利用<u>及びリサイクル</u>されるためのシステムが整つてい<u>あ</u>ること。
タイルカーペット	
織じゅうたん	
ニードルパンチカーペット	
<u>ニードルパンチカーペット</u>	【判断の基準】 <u>○次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ① <u>未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u> ② <u>植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維・プラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u> 【配慮事項】 ① <u>製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> ② <u>製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u>

備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

1-2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2-3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3-4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4-5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5-6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6-7 「植物を原料とする合成繊維・プラスチックであつて環境負荷低減効果が確認された

合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのうちいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。

9 タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペットについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）のタフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペットに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

10 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及びリサイクルシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

1 4 - 3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>製品繊維部分全体重量比で1025%以上使用されていること。</u><u>ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> ②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。 ②③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
----	---

ふとん	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 4025%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステルが、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</u> <u>イ. 再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> ②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> <u>②③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u>
-----	--

備考) 1 「繊維部分全体重量」には、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品を含まない。
なお、再生プラスチックを使用した付属品は、繊維部分全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステルの重量に含めてよい。

12 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

23 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

35 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。

6 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は

提供されていること。

「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。

7 毛布、ふとんについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の毛布、ふとんに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

- ①毛布にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。
- ②ふとんにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

14-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②次の要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、$0.02\text{mg}/\text{m}^3\text{h}$以下又はこれと同等のものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ③材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
---------	--

マットレス	【判断の基準】 ①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部品全体重量に占めるポリエステル繊維部品重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部品全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維部品全体重量比で50%以上使用されていること。</u> ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------------	--

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「繊維部品全体重量」には、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品を含まない。なお、再生プラスチックを使用した付属品は、繊維部品全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステルの重量に含めてよい。

3-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4-5 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

5-6 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

6-7 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

7-8 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

8-9 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質

又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

~~9-10~~ 10 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合には、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

~~10-11~~ 11 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

12 マットレスについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定)のマットレスに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

15. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。
------	--

備考) 1 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又はポストコンシューマ材料からなる繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

16. その他繊維製品

16-1 テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

集会用テント	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で<u>4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> ②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で<u>10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「繊維部分全体重量」には、ポール、ファスナ、金属部品等の付属品を含まない。なお、再生プラスチックを使用した付属品は、繊維部品全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステルの重量に含めてよい。

2 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのい

いずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。

5 集会用テントについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の集会用テントに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

16-2 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ①ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>製品繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> ②ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが<u>製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</u> ③植物を原料とする<u>合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された合成繊維もの</u>が<u>製品繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</u> 【配慮事項】 ○①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u>
-------	--

備考) 1 「繊維部分全体重量」には、金属部品等の付属品を含まない。なお、再生プラスチック又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品は、繊維部分全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの重量に含めてよい。

2 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。

6 防球ネットについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の防球ネットに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

7 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及びリサイクルシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16-3 旗・のぼり・幕類

(1) 品目及び判断の基準等

旗 のぼり 幕	【判断の基準】 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分の全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ．再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。
------------------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

2 「繊維部分全体重量」には、棹、金属部品等の付属品を含まない。なお、再生プラスチック又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品は、繊維部分全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの重量に含めてよい。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は

提供されていること。

「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。

6 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及びリサイクルシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16-4 モップ

(1) 品目及び判断の基準等

モップ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。
-----	--

備考) 1 「繊維部分全体重量」には、柄、取っ手、金属部品等の付属品を含まない。なお、再生プラスチックを使用した付属品は、繊維部品全体重量及び未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量に含めてよい。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

1 8—3 防災備蓄用品（生活用品・資材）

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>製品繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。</u><u>ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> ②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。 ②③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
テント	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>繊維部分の全体重量比で4025%以上使用されていること。</u> ②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが<u>製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</u> 【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 「繊維部分全体重量」には、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品を含まない。なお、再生プラスチックを使用した付属品は、繊維部分全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステルの重量に含めてよい。
- 1-2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 2-3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 3-4 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 4-5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 「リサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、環境に配慮した方法で、エネルギー回収すること。
- 5-8 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- 6-9 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 10 毛布、テントについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けるとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の毛布、ふとんに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

20-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表1に示されたB、C及びDランクの<u>古紙再生紙へのリサイクルにおいて</u>阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の<u>用途・目的</u>から<u>やむを得ず</u>使用の場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④オフセット印刷については、<u>植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%以下未満の溶剤</u>（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。 【配慮事項】 ①印刷物の用途・目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ①②原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ②③印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。 ③④印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。 ④⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ⑤⑥表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥⑦製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦⑧紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 判断の基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

3 判断の基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙へにリサイクル可できます」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙へリサイクル可できます」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「紙・板紙へリサイクル不可に適さない資材を使用しています」

~~4 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努めること。なお、資材確認票の適用については、平成21年度を試行期間とし引き続き内容の検討を行うとともに、普及促進を図るものとする。~~

4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 印刷物作製の発注にあたっては、表1の古紙リサイクル適性ランクリスト及び表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、用途・目的に応じたりサイクル対応型印刷物を作製すること。また、資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に基づく古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

イ. 冊子形状の印刷物については、その用途・目的を考慮の上、紙厚を薄くする等、可能な限り軽量化に努めること。

5 判断の基準④の「植物由来の油を含有したインキ」とは、インキの種類ごとの植物由来の油含有量比率が下表の要件を満足するものをいう。

<u>インキの種類</u>	<u>植物由来の油含有量比率</u>
<u>新聞オフ輪インキ</u>	<u>30%以上</u>
<u>ノンヒートオフ輪インキ</u>	<u>30%以上</u>
<u>枚葉インキ</u> <u>（ただし、金、銀、パール、白インキ）</u>	<u>20%以上</u> <u>（10%以上）</u>
<u>ビジネスフォームインキ</u>	<u>20%以上</u>
<u>ヒートセットオフ輪インキ</u>	<u>7%以上</u>
<u>各種 UV インキ</u>	<u>7%以上</u>

~~5-6~~ 「芳香族成分」とは、JIS K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

~~6-7~~ 配慮事項④⑤の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がなされていることをいう。

ア. インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。

イ. 湿し水、洗浄剤及び廃ウェス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。

ウ. オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。

~~7-8~~ 配慮事項①②から⑤⑥については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

~~8-9~~ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 <u>抄色紙(A)*／ファン</u> <u>シーペーパー(A)*／</u> 樹脂含浸透紙（水溶性 のもの）	【加工紙】 <u>抄色紙(B)*／ファン</u> <u>シーペーパー(B)*色</u> <u>紙（青または色の薄い</u> <u>もの）／ポリエチレン</u> 等樹脂コーティング 紙／ポリエチレン等 樹脂ラミネート紙／ グラシンペーパー／ インディアペーパー	【加工紙】 <u>抄色紙(C)*／ファン</u> <u>シーペーパー(C)*色</u> <u>紙（赤、緑、黄または</u> <u>色の濃いもの）／ファ</u> <u>ンシーペーパー（表紙</u> <u>用等の特殊紙）／樹脂</u> 含浸紙（水溶性のもの を除く）／硫酸紙／タ ーポリン紙／ロウ紙／ セロハン／合成紙／カ ーボン紙／ノーカーボ ン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 <u>捺染紙</u> ／ <u>昇華転写</u> 紙／ <u>感熱性発泡紙</u> ／ 芳香紙
② イン キ 類	【 <u>通常インキ</u> 】 凸版インキ ／ 平版イ ンキ（ <u>オフセットイン</u> <u>キ</u> ） ／ <u>溶剤型グラビ</u> <u>アインキ／溶剤型フレ</u> <u>キシインキ／スクリ</u> <u>ーンインキ全般</u>	＝ 【 <u>通常インキ</u> 】 <u>水性グラビアインキ</u> <u>／水性フレキシイン</u> <u>キ</u>	—	—
	<u>グラビアインキ溶剤</u> <u>型</u> <u>フレキシインキ溶剤</u> <u>型</u>	<u>グラビアインキ水性</u> <u>フレキシインキ水性</u>	＝	＝
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆ （ハイブリッ ドUVインキ） ／オフ セット用金・銀インキ ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア 用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感イン キ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡 インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—

③ 加工 資 材	【製品加工】 製本用針金／ホッチ キス等／リサイクル 対応型ホットメルト （難細裂化 EVA 系ホッ トメルト☆／PUR 系ホ ットメルト☆／水溶 性のり）	【製品加工】 製本用糸／EVA 系ホッ トメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、 紙クロス）	二
	【表面加工】 光沢コート（ニス引 き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	【表面加工】 クロス貼り 二	二
	【その他加工】 リサイクル対応型シ ール（全離解可能粘着 紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対 応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキ ュラーレンズ使用）	二
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ（リサイク ル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製 本用ホッチキス、針金 等除く）／土砂／木片 ／プラスチック類／布 類／建材（石こうボー ド等）／不織布／粘着 テープ（リサイクル対 応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、 香水、口紅等）

注 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注 2 ＊印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2—資材確認票の様式（例）—

作成年月日：____年__月__日						
_____御中						
件名：_____						
○○印刷株式会社						
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	分類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	紙へリサイクル可	上質紙	○○製紙／○○	—
	表紙	○	紙へリサイクル可	アート紙	○○製紙／○○	—
	見返し	○	紙へリサイクル可	アート紙	○○製紙／○○	—
	カバー	＝	＝	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
インキ	—	○	紙へリサイクル可	平版インキ	○○インキ／○ ○	—
	—	＝	＝	—	—	—
	—	＝	＝	—	—	—
	—	＝	＝	—	—	—
加工	製本のり	＝	＝	—	—	—
	表面加工	○	紙へリサイクル可	OPニス	○○化学／○○	—
その他	—	＝	＝	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	紙へリサイクル可	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙へリサイクル可	—
CまたはDランクの材料を使用	紙・板紙へリサイクル不可	—

表2 資材確認票の様式（例）

				作成年月日： 年 月 日		
御中						
件名： _____						
資 材 確 認 票						
〇〇印刷株式会社						
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	二	二			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工	二	二			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注 資材確認票の記入に当たっての不明点等は、日本印刷産業連合会のホームページを確認すること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

20-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	【判断の基準】 ○<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ②<u>再生することなく再溝切りが可能であること(タイヤのリググループ)。</u> 【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------------	--

備考) 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、JIS D4202 に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又は D6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生(自動車整備の一部として調達されるものを含む。)の総件数とする。

20-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 <u>③ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</u> ③④自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。

4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。

6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月21日環境庁告示第1号）による。

- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

20-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

植栽管理	【判断の基準】 ①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。 【配慮事項】 ①灌水の雨水利用に配慮されていること。 ②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。 ③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。 ④植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。 ⑤植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。 <u>⑥植栽管理に当たり、可能な限り再使用又は再生利用可能な植込み材の使用に努めていること。</u>
------	--

備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

2 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

3 庁舎管理に係る判断の基準②の施設において実施すべき措置等は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。

4 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。

5 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

6 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。

7 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。

8 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成19年1月31日付18消安第11607号環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

機密文書処理	【判断の基準】 ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ. 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。 【配慮事項】 ①機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。 ③運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。 ④可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。
--------	---

備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。

2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 判断の基準②の破碎処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。

イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上）。

3 判断の基準③の「機密処理完了証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。

別表 1

古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙△にリサイクル可できます」の印刷物（A ランクのみ使用） 「板紙△にリサイクル可できます」の印刷物（A またはB ランクのみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考） 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2

古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

20-11 クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

<u>クリーニング</u>	【判断の基準】 ①ドレンの回収・再利用により、省エネルギー・水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収・再使用等の仕組みが構築されていること。 【配慮事項】 ①事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ②可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ③包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。 ④省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。
----------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律 207 号）に定めるクリーニング業をいう。

2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 18 年 10 月）をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意

4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。

ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、エネルギーの使用の管理に当たっては、車両の運行記録に基づき実施することが望ましい。

5 「回収・再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

6 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。